生活保護（せいかつほご）のしおり

～生活保護を相談される方へ～

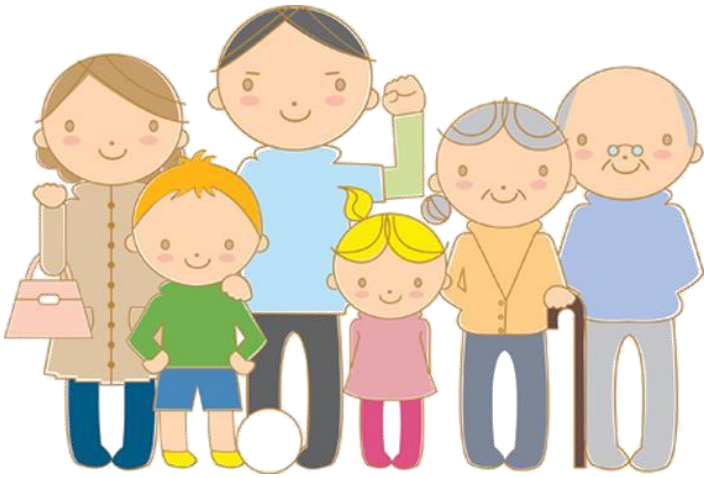

雲仙市福祉事務所（うんぜんしふくしじむしょ） 保護課（ほごか）

〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582

電話　0957-36-2500

担当：

令和３年４月改訂

生活保護とは

生活保護は、憲法第２５条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための制度として、生活保護法で「生活に困るすべての人に対し、その生活の状況に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう支援する」ことを目的とした制度です。

生活保護（保護）の相談について

人は、さまざまな理由で、自立した生活をすることが難しくなってしまうことがあります。そのような時は、福祉事務所（保護課）又は最寄りの支所等に相談してください。

相談の中では、生活状況や収入・資産状況、親族との交流状況などできる範囲でお話を伺います。

そこで、保護を希望される方には、保護制度の説明を行い、就職活動を希望される方には、就労支援を行います。

保護を受けたいという本人の意思があれば、申請書を渡しますので、記入後、提出してください。（初めから全ての書類が整っている必要はありません。）

また、相談時には、相談内容が保護とは直接関係のないことであっても、出来る限りの助言も行っております。

相談にあたっては、その内容がもれる心配はありません。

保護を受けられる場合とは

また、保護は、生活に困っている人であって、次のような様々な努力をしても、なお生活を維持できない場合に受けることができます。

・働ける人は、その能力に応じて働いてください。
・預貯金などがある人は、まずその資金を生活に充ててください。
・自分の生活に直接必要の無い資産（土地・家屋・生命保険・自動車など）は、売却や解約などして、生活資金に役立ててください。
・年金や手当、助成金など、他の法律や制度で給付を受けられる場合は、その給付を受けてください。

扶養義務者について

親・子ども・兄弟姉妹などの扶養義務者から援助を受けられるときは、援助を受けてください。

保護費支給の考え方

国が定める基準額（世帯の人数・年齢などで異なります）とあなたの世帯の収入を比べて、その足りない分だけを保護費として支給します。

したがって、世帯の収入が基準額より多い場合には、原則として保護は受けられません。

なお、保護の必要性は、世帯単位（1 世帯の家族全員）で判断します。

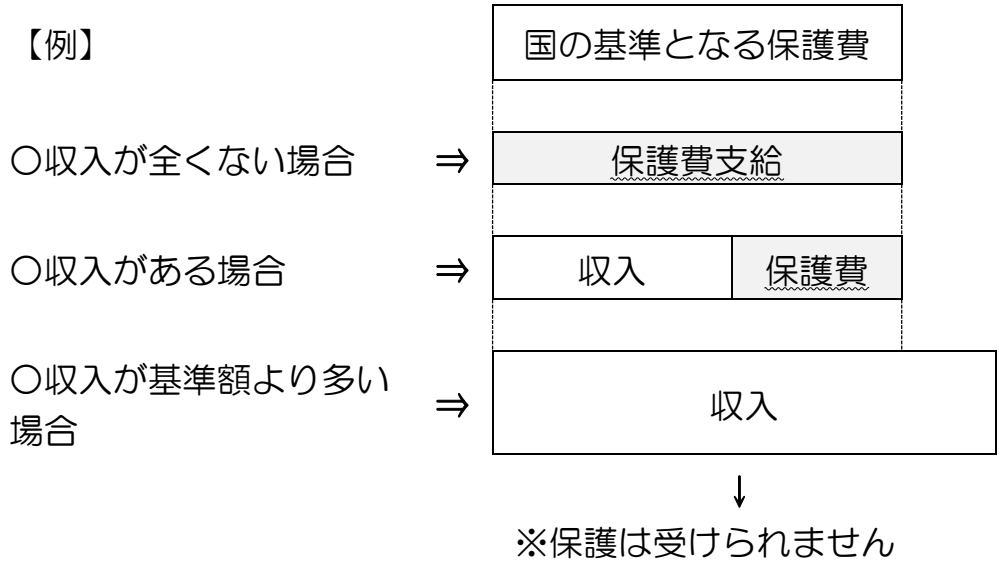

面接から保護までの事務の流れ

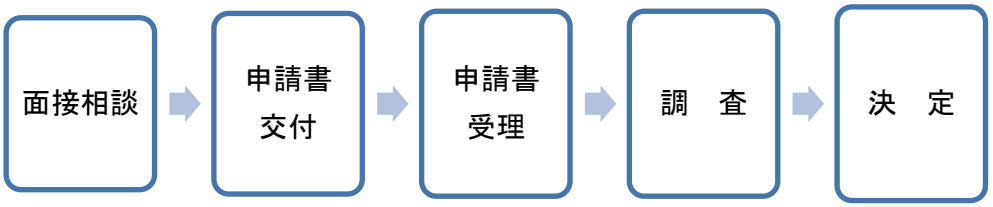

・保護の決定については、申請書を受理した日から原則 14 日（特別な理由がある場合は 30 日）以内に行います。

民生委員との連携

各地区の民生委員は、生活保護法において、「保護制度の協力機関」と定められており、生活に困窮している方などの相談役となり活動しています。

また、民生委員には、民生委員法において守秘義務が課せられており、活動で知り得た情報については、細心の注意を払って相談・援助活動を行っています。

保護には次の８種類の扶助があります

（支給基準額があります。）

1.生活扶助…衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用。
2.住宅扶助…家賃、地代、住宅の補修などに必要な費用。
3.教育扶助…義務教育を受けるための教材費、給食費などに必要な費用。
4.介護扶助…介護を受けるための自己負担分の費用。
5.医療扶助…病気の治療に必要な費用。
6.出産扶助…お産に必要な費用。
7.生業扶助…高校の費用や就職、大学の進学に必要な費用。
8.葬祭扶助…葬儀に必要な費用。（喪主等に要件有り。）

福祉事務所では

保護のほか福祉事務所では、次のような支援業務を行っています。お気軽にご相談ください。

●福祉課
・介護慰労金やおむつ券、タクシー利用券、養護老人ホーム入所、介護保険等に関すること。
・福祉医療や身体、知的・精神障がい者（児）サービス等に関すること。

●子ども支援課
・保育園入所や児童手当等に関すること。
・母子保健や歯科保健、子どもの予防接種等に関すること。

●健康づくり課
・健康、栄養相談や特定保健指導、健康づくり事業等に関すること。
・高齢者予防接種事業や健康診査等に関すること。

その他：雲仙市社会福祉協議会が実施している、福祉資金貸付事業等もご紹介しています。